

第3次向日市 都市計画マスタープラン

【改定版】



ごあいさつ



本市におきましては、平成23年に「第2次向日市都市計画マスタープラン」を策定致しましたが、その後、平成27年度に策定した本市の最上位計画であります「ふるさと向日市創生計画」との整合を図るために一部改訂を行ってまいりました。

このマスタープランの計画目標年次は、令和2年までの10年間ですが、この間、市北部では、土地区画整理事業による桂川・洛西口新市街地の誕生により、新たなにぎわいが生まれ人口が増加に転じるなど、まちの構造が大きく変化いたしました。

また、近年では森本東部地区におきまして、地区計画制度を活用した土地利用の転換によるまちづくりが本格的に動き始めるなど、本市の更なる発展に向けた取組を進めているところであります。

しかしながら、全国に目を向けますと、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来など、社会を取り巻く情勢は大きく変化しており、本市におきましてもこれらの課題を避けることはできないものと考えております。

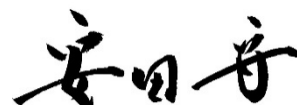
このことから、「第3次向日市都市計画マスタープラン」では、これまで進めてきたまちづくりの実情や予測される課題を踏まえ、定住の場として、また、交流の場として選んでいただける“魅力のあるまち”となるよう、本市の貴重な地域資源を活かした活力あるまちづくりを進めることを目的として、「人が集う ふるさと向日」を都市計画の目標として掲げました。

今後は、この新しいマスタープランに基づき、全ての市民の皆さまが、向日市のことを「ふるさと」だと思っただけ、誇りを持てるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆さまのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本マスタープランの策定にあたりまして、ご尽力を賜りましたまちづくり審議会委員や都市計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和2年3月

向日市長



【目次】

第1章 第3次向日市都市計画マスタープランについて..... 1

- 1 策定の背景..... 1
- 2 都市計画マスタープランの位置づけ..... 1
- 3 都市計画マスタープランの構成と目標とする年次..... 2

第2章 向日市をとりまく現況と課題..... 3

- 1 社会の潮流..... 3
- 2 向日市の概況..... 5
- 3 向日市の現況..... 8
- 4 都市計画の基本的課題..... 21

第3章 基本方針..... 24

- 1 まちづくりの基本方針（ふるさと向日市創生計画より）..... 24
- 2 都市計画の目標..... 24
- 3 将来都市フレーム..... 25
- 4 都市計画の重視すべき視点..... 30

第4章 都市整備方針..... 32

- 1 土地利用方針..... 32
- 2 市街地整備方針..... 34
- 3 住宅及び住環境の整備方針..... 36
- 4 都市施設の整備方針..... 38
- 5 都市環境の整備方針..... 46

第5章 主な整備構想等(重点プロジェクト)..... 50

- 1 都市の魅力を高める拠点性の強化..... 51
- 2 安全・快適な都市基盤整備..... 53
- 3 新たな活力を創出する拠点の形成..... 55

第6章 立地適正化計画..... 57

- 1 都市機能誘導区域..... 58
- 2 居住誘導区域..... 60
- 3 防災指針..... 61
- 4 目標値及び方針..... 63
- 5 届出制度..... 64

第7章 マスタープランの推進方策..... 65

- 1 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進..... 65
- 2 都市計画行政の着実な推進..... 66
- 3 都市計画マスタープランの進行管理..... 66

第1章 第3次向日市都市計画マスタープランについて

1 策定の背景

「第2次向日市都市計画マスタープラン」は、平成22年4月策定の「第5次向日市総合計画」を受け、都市計画法に基づき令和2年3月までを期間とする計画として平成23年3月に策定しました。その後、本市においては、平成27年2月に「向日市歴史的風致維持向上計画」、平成28年3月に新たな最上位計画として「ふるさと向日市創生計画」を策定したことから、これらの計画との整合を図るため、平成31年1月に第2次向日市都市計画マスタープランの一部を改訂したところです。

また、この間に本市では、市北部に桂川・洛西口新市街地が整備され、まちの構造が大きく変化するとともに、人口が増加に転じている状況です。

しかしながら、今後、本市においても長期的には人口減少やさらなる高齢化が予想されるとともに、地方分権社会の進展に伴う都市間競争の激化など、変化する社会状況を見据え、持続可能なまちづくりを進めていく必要が生じています。

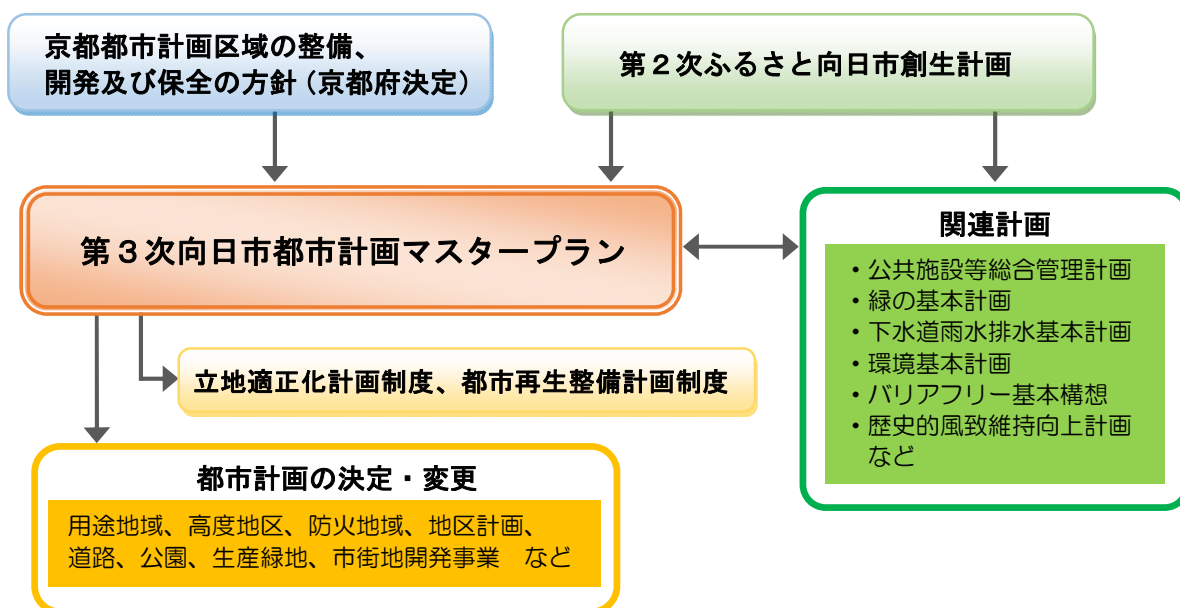
このような中、令和6年度を計画期間とする新たな最上位計画として「第2次ふるさと向日市創生計画」を策定することから、同計画に即した計画にするとともに、先述の状況に対応するため、第3次向日市都市計画マスタープランを策定します。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 位置づけ

第3次向日市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めます。

また、同計画は、京都府が広域的な見地から定める「京都都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び市の最上位計画である「第2次ふるさと向日市創生計画」に即して定めるとともに、緑の基本計画や公共施設等総合管理計画、下水道雨水排水基本計画など、市の関連計画と整合するように定めます。



(2) 役割

「都市計画マスタープラン」の役割

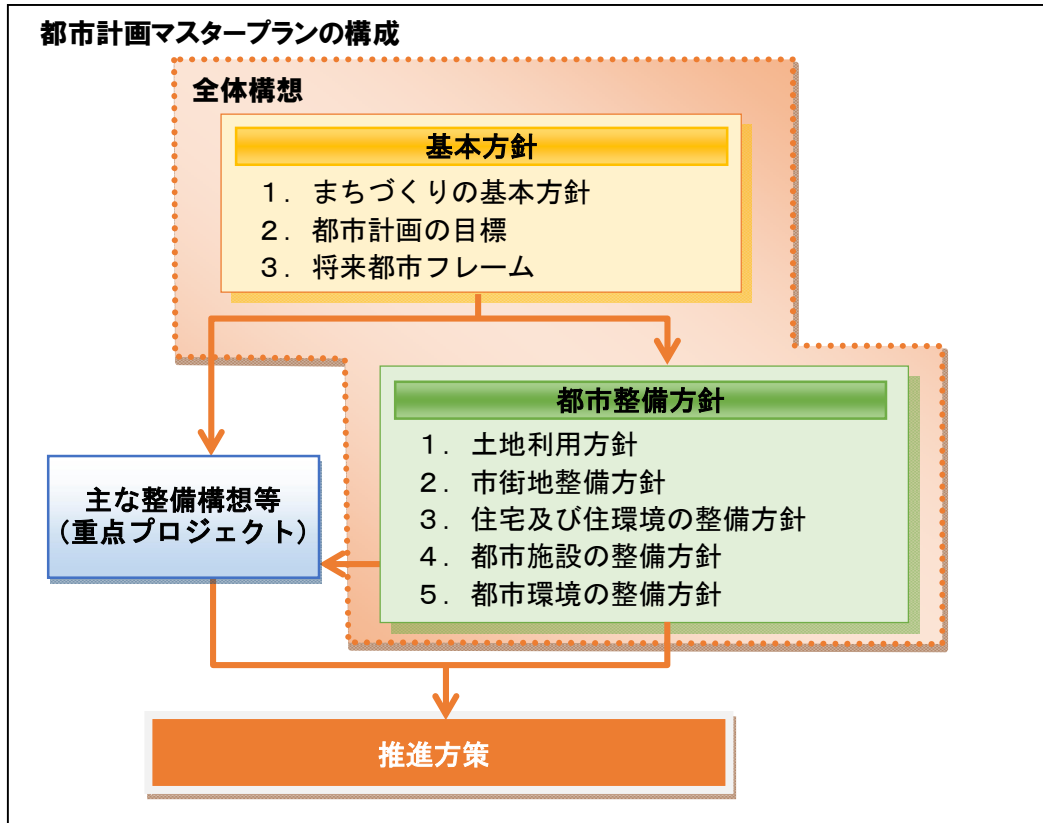
- ① 本市の特性を踏まえながら、将来の目標となる具体的な都市像を示す。
- ② 本市の具体的な都市像を実現するために求められる都市計画施策を明確にし、個別の都市計画相互の調整を図る。
- ③ 個別の都市計画を決定・変更する際の指針となり、それを位置づける。
- ④ まちづくりに関わる市民と行政の適切な役割分担のもとに、市民と行政が協働で進める方向を示す。

3 都市計画マスタープランの構成と目標とする年次

(1) 構成

「第3次向日市都市計画マスタープラン」は、「全体構想」と「主な整備構想等」により構成されます。「全体構想」は、『第2次ふるさと向日市創生計画』が掲げる施策において、都市整備にかかわる部分の方針に沿って定めます。

「主な整備構想等」は「全体構想」と整合を図りながら、今後10年間に重点的に取り組むべき整備構想等について、その方向とその実現を目指す諸施策の枠組みを明らかにします。



(2) 目標とする年次

「第3次向日市都市計画マスタープラン」の目標年次は、令和12（2030）年3月とします。

ただし、このマスタープランは、まちづくりの長期的な方向性を示しており、実現までに目標年次を超える長い期間を要する内容も含まれています。

